

優秀な私費外国人留学生に対する授業料免除制度について 提出要領（修士課程）

1. 申請資格

以下のすべてに該当する者

- ① 免除開始時点で在留資格が「留学」である者。
- ② 国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等により授業料の支援を受けていない者。
- ③ 民間奨学金等により、授業料支援を目的とした授業料相当額の支援を受けていない者。

2. 免除枠

修士課程 1 枠

3. 申請方法

希望者は、願書の申請希望欄にチェックしてください。

4. 決定通知

入学試験の成績等により選考を行い、申請者全員に選考結果を通知します。

5. 留意事項

入学後の免除制度継続については、合格通知の際に、お知らせします。

なお、学業成績等により本制度による免除対象者としてふさわしくないと大学が判断したときなど、継続が認められない場合もあります。

また、本制度による授業料免除者は、従来からの経済的困難を有する学生を対象とした授業料免除制度への申請はできません。